

「森の国・木の街」づくり宣言について

令和 7 年10月

林 野 庁

「『森の国・木の街』づくり宣言」について

- SHK制度において、木材利用による炭素貯蔵効果を位置付ける方向性が取りまとめられたところ。
- 森林資源を循環利用し、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりに向けて、多くの自治体や企業等に「『森の国・木の街』づくり宣言」への参画を呼びかけ、木材利用の機運を高めていく。

「森の国・木の街」づくり宣言

①建築物の木造化などの木材利用

②木材利用の効果の見える化

に取り組むことを宣言するもの

- 募集対象：自治体・企業等
- 募集方法：林野庁HPで募集
- 募集期間：令和7年10月1日
～令和8年3月31日



「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。

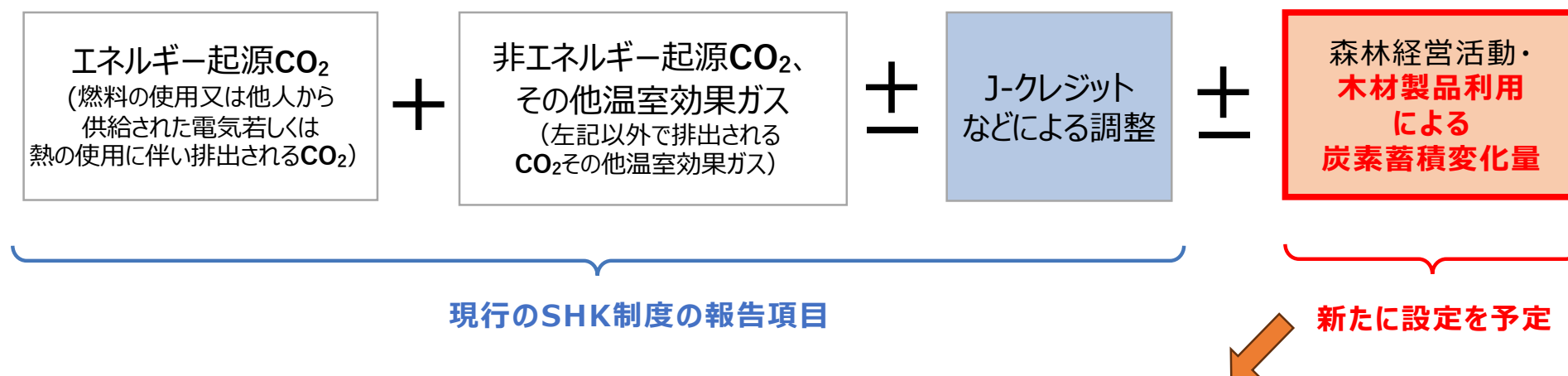


SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）

- 地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量の算定と国への報告を義務付けている制度
- 木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、**自らの排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができる**よう規定を改正予定（R8.4施行予定）

(参考) 木材利用による炭素貯蔵効果をSHK制度に新たに位置付け

- SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス（GHG）を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。
- 木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する企業や自治体が、自社のGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定。（R8.4施行予定）



木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、

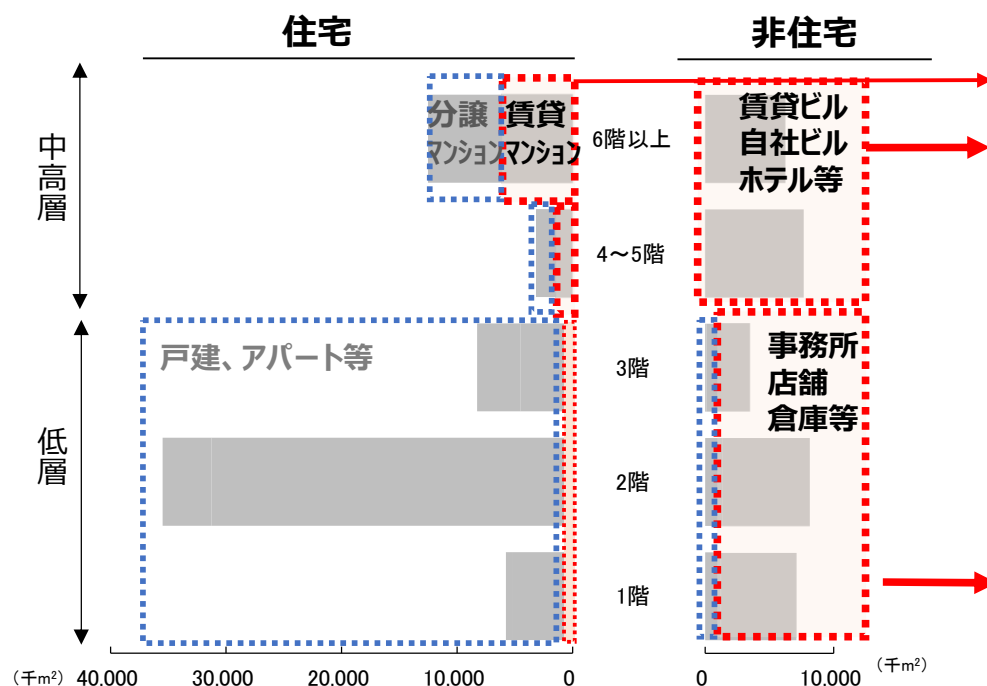
- 木材利用による炭素貯蔵効果を定量化して報告することができる
- 自らのGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することが可能になる

(参考) SHK制度で木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能になる建築物

- 本制度改正により、主に企業等が所有する非住宅分野（オフィス、店舗、倉庫等）や賃貸マンションについて、木造化・木質化が促進されることを期待。

■ 新設着工建築物の床面積と所有形態のイメージ

- 非住宅建築物や賃貸マンションは企業等の所有が大半を占めている。



■ 企業等が所有する建築物

※企業等：デベロッパー等の不動産や金融、ホテル、飲食、物流、製造業等や公共機関

■ 個人等が所有する建築物

資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたもの。

■ SHK制度で炭素貯蔵量等の報告が可能となる建築物

- S H K 制度における特定排出者数は全国に1万3千事業者を超え、企業等の排出量の約7割を占める。
- 今般の制度改正で、これら特定排出者が所有する建築物の炭素蓄積変化量を報告することが可能となる。

<中高層建築物>



賃貸ビル

〔 野村不動産
溜池山王ビル 〕



自社ビル

〔 東京海上グループ
新本店ビル（施工中） 〕



賃貸マンション

モクシオン稲城
〔（三井ホームエステート）〕

<低層建築物>



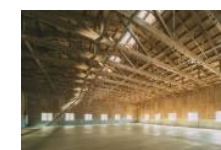
自社事務所

〔 エフコープ生活協同組合
本部事務棟 〕



店舗

〔 マクドナルド
安芸熊野店 〕



倉庫

〔 プレカット工場倉庫
（（株）マルオカ） 〕

※なお、上記事例は用途別の木造化の事例であり、特定排出者以外の建築物も含む